



平成 30 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 フマキラー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大下 一明
(コード番号 4998 東証第 2 部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 佐々木 高範
(TEL. 0829-55-2112)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 2 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社は、大正 13 年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に家庭用品、園芸用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。当社グループは、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

当社グループが継続的な成長を今後も実現していくためには、コア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において顧客ニーズを満足させる製品を積極的に開発し続けることが必須条件であります。特に、主力の殺虫剤においては、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、世界中で発生している害虫による感染症の脅威が広がる中、特に外来種の危険な害虫に対して、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

現在、当社グループは海外の主要連結子会社 8 社（インドネシア 2 社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行い、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の 6 ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約 70 ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。今後は、グローバルな視点で、国内と海外子会社間の連携をさらに強化し、グループ・シナジー効果を高め、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

今回の自己株式の処分により調達する資金は、ASEAN 諸国で殺虫剤の製造販売業を行っていた Technopia Sdn. Bhd.（現社名 Fumakilla Asia Sdn. Bhd.）並びにインドネシア共和国で殺虫剤の製造販売事業を手がけていた PT. Technopia Jakarta（現社名 PT. FUMAKILLA NOMOS）の子会社化（平成 24 年 11 月実施）及びその後の完全子会社化（平成 28 年 12 月実施）にかかる株式取得のための借入金の返済、ミャンマーにおける現地生産及び販売を目的とした新会社（子会社）の設立に際しての出資金（当該新会社は出資金を新工場の建設費用等に充当予定。）、並びに平成 22 年 5 月 13 日に公表し、その後平成 25 年 12 月 25 日付で中止していたブレンズ・パークの新しい開発棟及び生産施設の建設資金として充当する予定です。

今般、上記東南アジア海外子会社 2 社にかかる株式取得により増加していた借入金の返済による財務体質の強化、ミャンマーにおける製品製造を行う海外子会社への成長投資、将来に向けて商品開発力強化を睨んだ新開発棟や液剤関係の増産に対応し得る生産施設への投資により、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

なお、ミャンマーにおける新会社（子会社）の設立に関しては、本日付の「ミャンマーにおける新会社（子会社）設立と工場建設に関するお知らせ」を、ブレンズ・パークの新しい開発棟及び生産施

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

設の建設に関しては、本日付の「ブレーンズ・パーク建設に関するお知らせ」をそれぞれご参照ください。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,250,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年3月12日(月)から平成30年3月14日(水)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。 |
| (4) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (5) 申込期間 | 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (6) 払込期日 | 平成30年3月19日(月)から平成30年3月22日(木)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |
| (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長大下一明に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 337,500株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売出価格 | 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。） |
| (4) 売出方法 | 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から337,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (6) 受渡期日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大下 一明に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 337,500 株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 平成 30 年 3 月 29 日（木）
- (5) 払込期日 平成 30 年 3 月 30 日（金）
- (6) 申込株数単位 100 株
- (7) 上記(4)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大下 一明に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 337,500 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、337,500 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 30 年 3 月 2 日（金）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 337,500 株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成 30 年 3 月 30 日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 30 年 3 月 27 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、または処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	2,592,607 株	(平成 30 年 3 月 2 日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	2,250,000 株	
(3) 一般募集後の自己株式数	342,607 株	
(4) 本件第三者割当自己株式処分による処分株式数	337,500 株	(注)
(5) 本件第三者割当自己株式処分後の自己株式数	5,107 株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分に係る手取概算額上限 5,657,000,000 円については、以下の通り充当いたします。

- ① 平成 24 年 11 月に、殺虫剤の需要が見込まれる ASEAN 市場における当社グループの事業基盤の強化、事業拡大を目的として、ASEAN 市場において殺虫剤の製造販売を行っていた Technopia Sdn. Bhd. (現社名 Fumakilla Asia Sdn. Bhd.) 及び PT. Technopia Jakarta (現社名 PT. FUMAKILLA NOMOS) の株式を取得、両社を子会社化した際の長期借入金 (シンジケートローン) の返済に 1,290 百万円 (平成 31 年 3 月期)、その後の平成 28 年 12 月に当該東南アジア海外子会社 2 社の株式を追加で取得、両社を完全子会社化した際の短期借入金の返済に 1,800 百万円 (平成 30 年 3 月期)
- ② 新たに設立するミャンマー子会社 Fumakilla Myanmar Limited への設立にかかる出資金として 600 百万円 (平成 31 年 3 月期)。なお、当該ミャンマー子会社への出資金は、ミャンマーにおける新工場建設にかかる土地の購入を含めた工場建設、生産設備資金として充当
- ③ 当社広島工場内における新たな研究開発及び生産施設であるブレーンズ・パークにおける研究開発棟の建設及び生産設備資金に 1,910 百万円 (平成 31 年 3 月期 497 百万円、平成 32 年 3 月期 1,227 百万円、平成 33 年 3 月期 186 百万円)
- ④ 残額は当社の運転資金 (平成 31 年 3 月期)

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、本有価証券届出書提出日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予 定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 広島工場 (ブレーンズ パーク)	広島県廿 日市市	日本	研究開発棟 及び生産設 備	1,910	-	自己株式処 分資金	平成30 年12月	平成32 年8月	(注)
P. T. FUMAKILLA INDONESIA	インドネ シア南ジ ヤカルタ 市	東南アジ ア	研究開発 棟・附帯設 備	480	-	自己資金	平成30 年2月	平成31 年8月	(注)
Fumakilla Myanmar Limited	ミャンマ ー	東南アジ ア	土地・工 場・生産設 備	600	-	当社からの 出資金	平成30 年4月	平成31 年3月	(注)

(注) 当社グループは、品質・形状を異にする各種殺虫剤・家庭用品・園芸用品を製造しており、その設備の共用化が多岐にわたっているため、上記完成後の増加能力の算定は困難であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけております。利益配分につきましては、業績や将来の事業展開、内部留保などを総合的に勘案しつつ、株主様への安定

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

的かつ継続的な利益還元を努めてまいります。また、財務体質の強化と経営基盤の強化を図るとともに、研究開発、生産設備、情報機器等の戦略的な投資を積極的に行っていく方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。配当の決定機関は定時株主総会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の安定に留意しつつ、経営環境の変化に対応し、将来における持続的な企業成長を図るため、生産性向上を目指した設備投資、商品開発、および新規事業等に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	30.60円	40.68円	49.92円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	8.00円 (—)	10.00円 (—)	11.00円 (—)
実績連結配当性向	26.1%	24.6%	22.0%
自己資本連結当期純利益率	11.6%	13.5%	16.0%
連結純資産配当率	3.0%	3.3%	3.5%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分（非支配株主持分）を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

4. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の株式併合を行っておりますが、上記記載の数値は、当該株式併合を考慮しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	299円	421円	662円	863円 □1,928円
高 値	490円	804円	877円	1,370円 □2,515円
安 値	290円	412円	561円	704円 □1,882円

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

終 値	421 円	663 円	863 円	976 円 □2,366 円
株価収益率	13.8 倍	16.3 倍	17.3 倍	—

- (注) 1. 平成 30 年 3 月期の株価については、平成 30 年 3 月 1 日(木)現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。
3. 平成 30 年 3 月期の□印は、株式併合(平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 2 株につき 1 株の株式併合)による権利落ち後の株価であります。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるエステー株式会社、公益財団法人大下財団、大下産業株式会社、大下一明及び大下俊明は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分、株式分割及び平成27年6月26日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針」に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。